

地域支援会議は昭島市障害者自立支援推進協議会（以下「協議会」という）の下部組織として昭島市障害福祉計画の策定に関する事項について協議会の求めに応じ、地域支援会議が平成21年度～平成23年度に行った調査・研究のまとめの8項目についての検証を行ってきました。しかし、検討が具体的な形にならない現状があり、平成25年度は市からの提案を踏まえ、新しい会議体の準備に向けて、障害福祉計画策定については協議会が担い、地域の課題検討を地域支援会議（今後の名称・人員は不詳）が取り組み、協議会と連携して行けるようなシステムになるように意見交換をしてみました。

地域支援会議（今後の名称・人員は不詳）のイメージとしては、課題ごとに専門部会を置くような形にしていくことが望まれます。

1. 平成25年度の地域支援会議の活動

①平成25年度検討課題

相談支援の検証（前期・6月～9月）・就労支援の検証（後期・10月～2月）・全体のまとめ3月

②市からの提案事項に対する審議

ヘルプカード（7月～9月）・新しい会議体について（10月～12月）

2. 平成25年度の地域支援会議の活動経過

	内 容	市からの提案事項	自立支援推進協議会
5月	役職の互選		
6月	相談支援の検証 相談の仕組みの変化について解説を行った上で検討を開始する。 ゲスト：ひよこ教室・めりーらいふ		
7月		ヘルプカード 織り込む項目について相談	
8月		意見交換	
9月		意見交換	
10月	就労支援の検証	地域支援会議要綱改正案提示	10/31第1回開催
11月	ゲスト：リサイクル洗びんセンター	意見交換	
12月	ゲスト：青峰学園進路指導・昭島市生活福祉課保護係	意見交換	
1月			
2月			
3月	相談支援・就労支援検証のまとめ		

3. 内容（詳細については別紙資料参照）

【相談支援の検証】

(1) はじめに

相談支援は、第二期昭島市障害福祉計画に関する調査・研究におけるすべての項目に深く関連している項目であります。

調査・研究でまとめられた4つの課題を横糸に、制度変更の中で相談支援に求められる機能に関する課題、ライフステージの移行期に焦点を当てる事で見えてきた課題を縦糸に議論を行いました。

(2) 調査研究方法

開催期間	平成25年6月～9月	定例会4回
委員構成	特別ゲスト：ひよこ教室 西田 メリールーム 矢島	
定例会	第一回 6月28日(金) 15:30～17:00	相談支援事業の仕組みの変化についての解説
	第二回 7月25日(木) 15:00～17:00	各相談支援事業所等の現状と課題の集約
	第三回 8月23日(金) 15:00～17:00	「調査・研究のまとめ」の課題と対策の検証およびこれからの課題についてのまとめ
	第四回 9月24日(火) 15:00～17:00	課題と対策の検証のまとめ(総まとめ)

(3) 課題と対策

①相談支援の機能とライフステージ移行期における課題

第一に、計画相談支援という制度変更を踏まえて課題と対策について捉え直しを行った。平成24年度に打ち立てられた相談支援体制の整備・充実を行っていくには、トータルコーディネートを図っていく相談支援事業所のみならず、相談支援に対して高い課題意識を有する各サービス提供事業所が相談支援の視点を持ちながら、当事者の関わるすべての事業との協働のもとで重層的に関わっていく必要がある。第二に、当事者のすべてのライフステージでの支援の連続性を築くことについては、各ライフステージでコアとなる事業所が、その時々の中核的な課題に向き合うと同時に、相談支援事業所がトータルコーディネーターとして、現段階での当事者の全体像を把握して、危機的状況に陥るリスクのレベルなどを把握できる機能を担う事が求められる。

②無支援状態になっている当事者への支援

支援が必要な状態にあるのに支援につながっていない方、必要な支援を受けていたのに何らかの理由で切れてしまった方が、必要な支援へつながることができる手立てが必要である。また、現に支援が必要ない場合であっても、災害発生時を含めて、支援が必要になるリスクの洗い出しや、その際に必要になるサービスの総量の見通しを予め立てる必要がある。

現状としては、無支援状態の当事者が相当数存在することが見込まれる中で、無支援状態は、支援を必要としないのではなく、例えば、唯一無二の介護者が不在になる事など何らかの理由で、危機的な状況になるという捉え方が必要になる。

具体的に、把握することが難しく手を付けられていないが、支援から切れてしまった方や、切れた時の次の手立てを考えるなど、できるところからの対策は必要である。

単なる無支援状態の当事者を発見する事にとどまらずに、リスクを見積もりつつ、支援体制を整備していくことが求められている。

さしあたっては、これらの状況を踏まえた調査と広報やハンドブックの普及、行政窓口での相談支援事業の周知や冒頭に述べた相談支援事業所とサービス提供事業所が協働して行う包括的な相談支援体制やケアマネジメントについての共有を行っていく。

付随して、緊急な対応が必要な当事者への相談支援という課題についても、目指すべきところは緊急対応体制の構築というシンプルな目標設定ではあるが、資源やネットワークの不足について、資源の充実、定期的で永続的なシステムをどのように作っていくかについて、当面向き合う具体的な施策として、上記

の「無支援」と同じようにケアマネジメントや相談支援事業の周知などが挙げられている。

③医療機関との連携

医療的なケアの必要性の高い方への相談支援のあり方として、様々な医療ケア対象者への相談支援体制を確立することが求められる。

精神障害においては、訪問看護などで24時間医療ケアに関する相談に応じる仕組みが存在するものの、契約者のみとなっている現状があり、汎用性は低い。

知的障害についても、自己管理の困難さ故に、発見が遅れて重症化してしまう事や、軽度の方については、受診歴がなく、主治医もいない方もあり、いざという時に心もとない現状がある。

また、精神科との共通の課題として、他科受診が医療機関から忌避される事もあり、啓発が必要となっている。

身体障害においては、じょくそうにならないようにしていくことで廃用症候群や重度化を予防できるので、日頃からの医療的なケアや相談、体調不良の見極めを行い、看護師など医療従事者につなげていくことが必要である。

これまでなかった資源が立ち上がったが、依然として絶対量は不足していて、当初の自己管理の困難さ故に発見が遅れて重症化してしまう懸念は払拭されていない現状がある。

相談支援事業所は、保健・医療サイドと連携を取り、障害特性の理解を進めていく啓発活動を行っていく必要があり、これまでのアプローチを検証しつつ、より具体的な課題対策を高めていく共通認識を形成する必要がある。

④サービス種類や量が不足している当事者への支援

福祉資源、サービスの量・種類の不足している現状としては、障害特性にあてはまるサービス（高次脳機能障害や発達障害、重複合併障害など）がない現状があり、利用実態も事業所の運用上の工夫で支えているなど、ニーズに対してミスマッチが存在する。

フォーマルな資源に限らず、当事者の自立や自己実現や社会参加を後押しする所活動や当事者活動への支援についても、不十分な状態である事を付記しておく。

これらの現状に対して、具体的に不足している資源や支援の内容を精査して、市外の支援状況の調査などを行い、資源の充実や従事者に対して、特性に応じた専門的な対応を身につけていく為の養成講座の開催、サービス情報の浸透の為の手立て、行政からの周知などが求められる。

⑤ライフステージの移行期の充実が求められる支援（まとめにかえて）

ライフステージに応じた支援体制を眺めてみると、障害の種別によって生誕からの把握が必要になったり、支援開始が遅い時期に来る障害については、成年期以降に重点が置かれるなど、単一のスケールではそれぞれの障害のライフステージは捉えられない事がわかる。

介護保険サービスへの移行や併用など、高齢になっても障害特性を理解して丁寧なアセスメントの必要もある。

トータルコーディネートの中で、本人視点での当事者履歴が保持される事で、対応する事業所が変わるたびに同じ事を繰り返し説明するロスがなくなり、新たな履歴が更新されていくことが期待できる。

計画相談事業所が関わることで、継続的な状況の把握ができるが、一方で計画相談に関わらない場合、計画相談の対象からは外れてしまう危惧がある。

特定相談事業は、計画相談と基本相談から成り立っているが、計画相談が課題解決型の機能を有しているのに対して、基本相談は、課題発見や予防的な機能を持つ事に注目する。

業務の面で、計画相談支援が加わる事によって、これまでの事業に計画作成にかかる業務が上乘せとなり、ややもすると基本相談に手が回りにくくなってしまいう懸念もある。

相談の機能はどの支援機関でも持っているが、相談支援事業所は、複数の支援機関や資源をつなぎコーディネートする。

計画相談はそのツールの一つであり、障害福祉サービスにまだつながらない方や、制度の狭間で上手く利用できない方を相談支援が受け止めることも重要である。

トータルコーディネートを行うには、むしろ基本相談的な視点が必要であり、計画を立て、「繋いだら終わり」ではなく、様々な課題を全体的な側面から見ると包括的な視点を持ち続けるためには、計画相談との適正な配分も必須となろう。

相談支援とは、障害のある人の生きづらさや抱える問題の解決の糸口はどこにあるのか？将来の希望は何か？など、障害のある人の生活の全体像をとらえながら、人生の伴走者となり、長年にわたって支援を行う。そのためには、基本相談と言われる、障害のある人がいつでも、安心して相談できる相談支援体制をしっかりと確立していく必要がある。

多様な課題の中で、あらゆる事業所の知恵と経験を集積していき、制度移行期にあたり、改めて相談支援の機能についての考え方を共有する議論を重ねていければと考える。

【就労支援の検証】

(1) はじめに

障害者自立支援法（平成18年施行）から8年程度たち、就労を希望する当事者は増え、企業受入も徐々に充実してきている。また、障害者雇用促進法の改正により平成25年4月には障害者雇用率が2%となり、平成30年度から精神障害者の雇用義務化が実施されることになる。今後は企業サイドでの受入に見合う就労希望障害者の育成やジョブマッチング・職場定着支援の充実が急務と思われる。

(2) 調査研究方法

*平成25年11月26日(火) 第7回定例会

特別ゲストとしてリサイクル洗びんセンター職員、小西氏から就労支援事業（就労移行と就労継続B）についての現状と課題をうかがう。

*平成25年12月24日(火) 第8回定例会

特別ゲストとして青峰学園進路指導主幹小澤信幸氏・昭島市生活福祉課保護係 枝吉係長、伊藤氏（嘱託職員）から就労支援についての現状と課題を伺う。

*平成26年1月31日(金) 第9回定例会

第7回、第8回の特別ゲストによる情報提供を題材に就労支援の現状と課題について協議を行った。

*平成26年2月28日(金) 第10回・3月27日(木)第11回定例会にてまとめを行う。

(3) 課題と対策（図2参照）

①就労と同時に大切な生活支援について

実際に就労→定着といった支援を継続していくうちに、一旦就労しても生活上の課題などの点でつまずき、定着できないケースがあるのが現状である。生活支援、健康支援、コミュニケーション支援など本人の基本的な生活周辺の出来事への支援の必要性について支援者の立場で共感する声が多い。このような社会生活技能を障害種別ごとのアセスメントを踏まえて体系的に身につけられるようなトレーニング施設がほとんど無いような状況である。国制度に生活訓練があるが現在の昭島市内では該当事業所がない。

②福祉就労の現場と実態について

福祉就労の現場では、就労継続支援A型、就労継続支援B型、があるが、現在昭島市には就労継続支援A型の事業所がない。(就労継続支援A型の施設があれば就労でつまずき地域で自立生活をするのが困難となった障害当事者が一定程度のケアを受けながら就労機会の提供を受けることが可能である。) 就労継続支援B型はいくつかあるが、国や東京都の方針で現在は工賃アップに重きが置かれており、就労継続のなかでの利用者支援では就労準備から生活基礎力を身につける所まで多様な要素がある。就労継続支援B型のなかで徐々に就労準備性を身につける「プレ移行」を導入している施設もある。

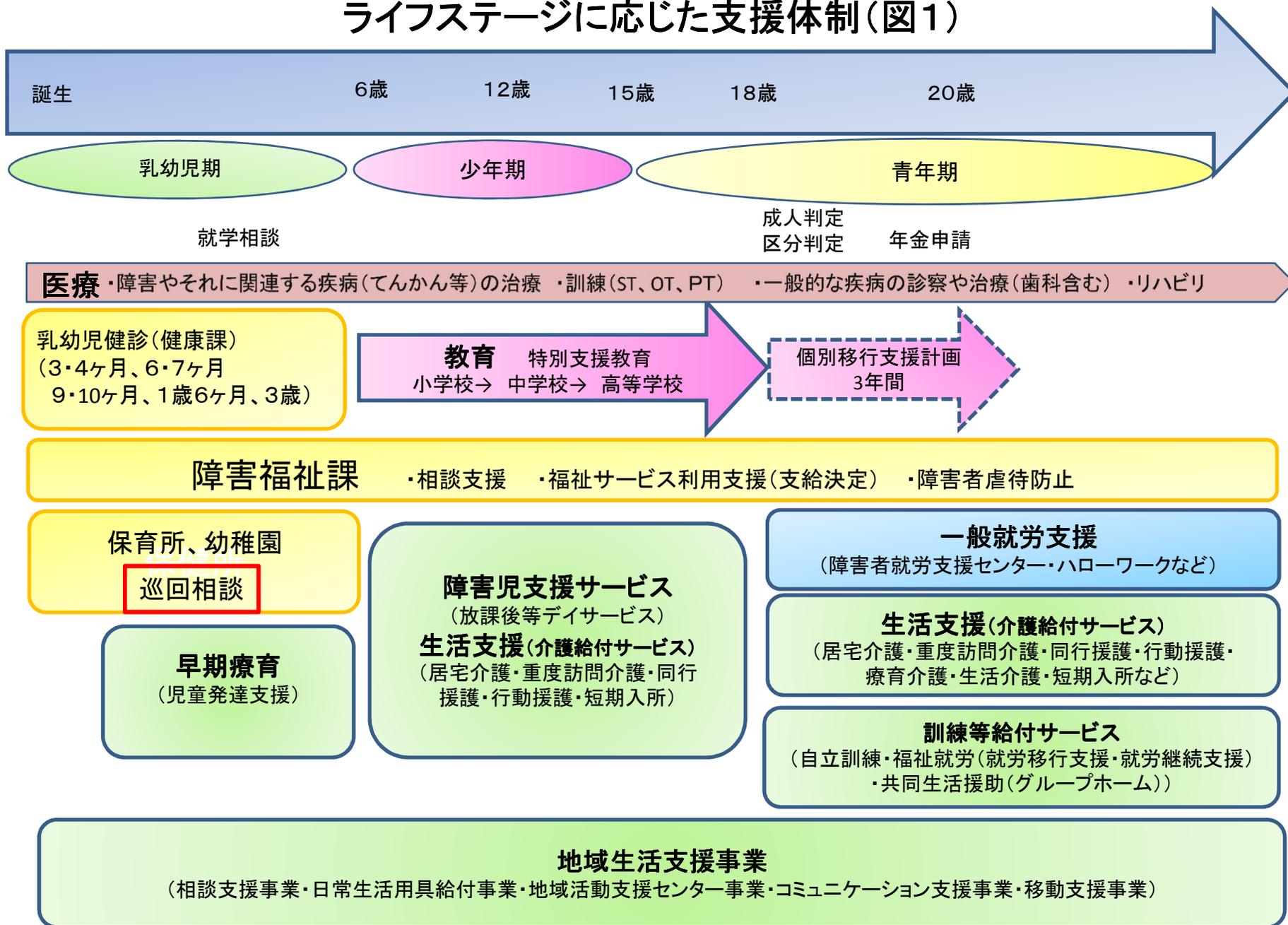
③今後の就労支援事業をこの地域でどのように支えていくか

上記1. 2. で記したように、就労という障害当事者にとっては自立に向けての土台、地域社会から見ればマンパワーをどのように育成し輩出していくかということを実況に勘案しながら考えていく必要がある。地域支援会議に就労支援専門部会を設け実際の就労準備性の向上や生活支援を含めた就労支援について、受入企業の連携も含めて進めていく必要がある。

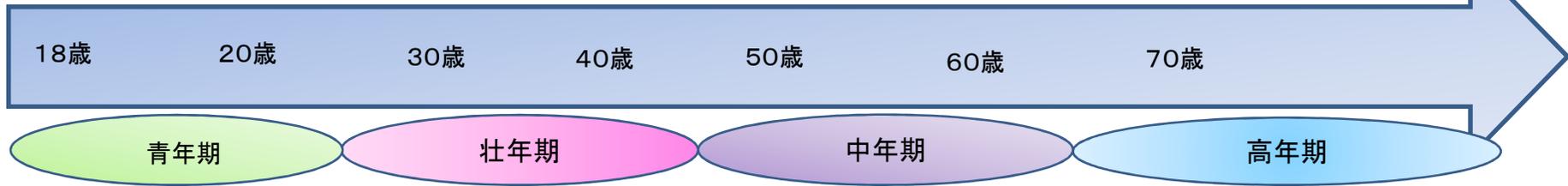
4. 委員構成

地 域 支 援 会 議 委 員		特 別 委 員	
チャレンジドステーションクジラ	東條 由美子 (代表)	昭島市社会福祉協議会	齋藤 国彦
虹のセンター25	渡辺 おりえ (副代表)	在宅福祉サービス ウイズ	高橋 知子
自立生活センター昭島	吉澤 孝行		
障害者相談者支援センター	諏訪 潤	昭島市障害者自立支援推進協議会委員	
ゆいのもり福祉協会	嶋田 敦子	昭島市身体障害者福祉協会	深井 葉子
支援を必要とする子の親の会	宮寄 明美		

ライフステージに応じた支援体制(図1)



ライフステージに応じた支援体制



成人判定
区分判定

年金申請

医療 障害やそれに関連する疾病(てんかん等)の治療・訓練(ST、OT、PT) ・一般的な疾病の診察や治療(歯科含む) ・リハビリ

介護保険サービス(16疾病のみ)

介護保険サービス(介護福祉課)

障害福祉課 ・相談支援 ・福祉サービス利用支援(支給決定) ・障害者虐待防止

一般就労支援 (障害者就労支援センター・ハローワークなど)

生活支援(介護給付サービス)(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所など)
訓練等給付サービス (自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助(グループホーム))

権利擁護(成年後見制度・障害者成年後見制度利用支援事業・日常生活自立支援事業)

地域生活支援事業

(相談支援事業・日常生活用具給付事業・地域活動支援センター事業・コミュニケーション支援事業・移動支援事業)

一般就労への課題と対策

現状(課題)と対応策

